

意見書：兵庫県当局が主張する治水計画案に対する批判

武庫川流域委員会 松本 誠委員長殿

2006 年 5 月 31 日 奥西一夫

1．県当局の最近の主張の問題点

最近の流域委員会ならびに総合治水ワーキングチーム会議で表明される県当局の治水計画案（基本方針案及び整備計画案）には理解しがたい部分が多くあります。

平成 12 年 5 月 2 日付けで環境影響審査会から出された答申には「ダム建設に伴う環境影響について検討を行うだけでなく、今後の流域の治水のあり方を含め、事業計画を総合的な観点から検討すること」というくだりがありますが、県の提案は「環境影響について検討を行うだけでなく」を「環境影響について検討を行わずに」と読み替えたかのではないかと疑われる内容です。

流域委員会は上記答申に書かれている必要条件に沿って総合治水の可能性を探り、それぞれの治水対策の効果と実現可能性（経済性ならびに利水・環境への影響を含む）を検討し、そのとりまとめに向かっていますが、県当局はそれをふまえることなく、ダム無しの治水対策案と新規ダムを含む治水対策案を並列に並べ、実現性と効果の比較からダム案を採択すべきだと主張します。しかし兵庫県知事による「ゼロベース」決定を考えると、上記のように環境影響と総合治水を検討することなしの新規ダム案は全く実現性がないと言うべきものです。

流域委員の批判に対して「ダムを造ってほしいという下流住民にたいして説明責任をはたすためにはダムは必要だ」と開き直ったり、「ダムに反対する委員は人命と財産を守る責任をどう考えるのか」と恫喝したりさえしていますが、これはナンセンスです。武庫川の安全を願わない人は誰一人としていないことはもちろんですが、安全な武庫川作りは知事の諮問にもあるように、「住民の参画と協同」の精神で実現すべきもので、特定の住民の、特定の側面の要求だけを取り上げるべきものではありません。また河川法にも規定されているように、河川計画は治水・利水・環境を考慮したものでなくてはなりません。

県当局は当初、河川水位が HWL を超えると溢水するおそれがあるので、それを防ぐための治水計画を立てるのだと説明してきましたが、HWL は堤防高よりも 1.2m 以上低く設定されており、溢水は原理的にあり得ないということが判明すると、破堤のおそれがあるから、と説明が変わりました。しかしどのような場合に破堤が想定されるかについては一切説明がなく、定性的に堤防洗掘や浸透流によるすべり破壊、そして越流による洗掘が挙げられるだけです。最近ハザードマップ作成の基礎資料として作成された武庫川の氾濫予測図が県当局から紹介されましたが、ここに示されたハザードと治水計画の関連についての質問には全く回答がありません。県の治水の考え方が水害のハザードやリスクの予測とは無関係に、河川水位を一定値以下に収めるという、極めて画一的かつ、非現実的な目標にあわせていることが明らかです。

ごく最近になって 2004 年の 23 号台風時の洪水痕跡調査結果が明らかにされましたが、その結果、HWL で流れる洪水流量は県当局による計算と大幅に食い違うことが明らかにされ、河道疎通能力に関して大きな疑問が生じています。

旧河川法に基づく工事实施計画で、県当局は武庫川ダムの建設と河道掘削を治水計画の主要な

柱としていましたが、河道掘削のために必然的に必要となる橋梁掛け替え、潮止め堰の改築（または代替工事）、取水堰の移設などについて具体的な検討を行っていませんでした。すなわち、やる気があるのはダム建設だけで、武庫川下流域を水害から守るために必要なもう一つの対策（河道掘削）をするつもりがなかったことはほぼ明らかです。今回の河川整備基本方針の立案に当たって、県当局は工事実施計画以上の河道掘削が必要な場合も想定して、疎通能力を計算していますが、上記の河道掘削に付随して必要となる対策については、何らの検討も具体的におこなっていないことが明らかになりました。

整備計画では既存の橋梁や堰、床止め工のある場所を避けて河道掘削をおこなうため、甲武橋よりも上流の多くの地点で現在実施中の全体計画による河道改修しかできず、1/17 規模の洪水にしか対応できない形になります。それにもかかわらず、県当局は、三田盆地で 1/30 に相当する河川改修が既におこなわれているので、下流部でも 1/30 規模の整備計画が必要で、そのためには新規ダムが必要だと主張します。その結果、甲武橋下流では 1/30 の治水安全度が確保されることになるでしょうが、2004 年の水害で痛めつけられた生瀬付近は 1/17 の治水安全度しか確保されず、今後 30 年の間に再度 2004 年クラスまたはそれ以上の水害に遭うことが確実に予測されます。知事は「2004 年の水害を忘れてはいけない」と力説されていますが、その足下からこの水害が必然的に再度繰り返されるような治水対策が提案されるというのは不可解としか言いようがありません。同様にひどい目にあった武田尾～道場間はダムの恩恵に浴しないので完全に見捨てられることとなります。県当局は「下流住民への説明責任」ばかりを強調しますが、武庫川下流の住民は自分たちさえ安全になれば、生瀬～道場間の住民はどうなっても良いと考えている我利我利亡者なのでしょうか？もしそうだと考えているのならば、これ以上の侮蔑はないでしょう。もしそうとは考えていないのであれば、甲武橋下流の住民のことだけを考えるのではなく、流域住民すべてが納得できる治水対策を提案すべきでしょう。

2．県当局の提案に対する疑念

上記の疑念に対する最も容易な解釈は「要するに県はダムを造りたいだけで、住民のことは考えていない」というものです。過去 3 回におよび基本高水の再設定で、算出手法はその都度違うのに基本高水の値はいつも 4800m³/s であったということもこの解釈と整合的です。県当局は「決してそうではない」と力説されるし、われわれもそれを信じたいと思いますが、そのためには下記の点について納得できる説明が必要です。

3．説明を要する点

平成 12 年 5 月 2 日付けで環境影響審査会から出された答申とその後のゼロベース決定をふまえるならば、ダム建設の提案には少なくとも環境影響の徹底的な検討と、ダムを造ることのメリットとデメリットを納得できる形で提示することが必要です。また 2004 年の 23 号台風による大径礫の流出と生瀬～宝塚市役所における堆積は、もし新規ダムを築造しても土砂堆積のために洪水調節機能が発揮できないのではないかと具体的な問題点を突きつけました。これを含めて流域委員会で議論されている多くの疑問に答える必要があります。

流域委員会は上記環境影響審査会の答申に沿って総合治水の可能性を探っていますが、それを尊重する気であれば、まずその線に沿って治水計画案を提出すべきです。そうでなければ、流域委員会の討議方針を尊重しない理由を明らかにすべきです。

県当局は上下流バランスを強調して 1/30 の整備計画案が必要だと主張されますが、県当局が上

下流バランスした状態というのはどういう状態であるかを明確にすべきです。そして県当局が提出する整備計画案が実行された暁に上下流バランスがどうなっているかも明らかにする必要があります。また 2004 年の台風で被災した地域の住民が整備計画から取り残されることから生じる諸問題をどのように解決して行くかも明らかにする必要があります。

県当局は現在の武庫川をいろいろな規模の洪水が襲ったときに生ずるであろう現象と被害を具体的に説明し、それとの関連で提案する治水対策の内容とその効果を説明する必要があります。またその治水対策に付随する利水・環境への影響について、納得できる説明が必要です。

4．提案

流域住民がすべて納得する治水対策というのは、必ずしも同一の洪水規模を想定して同じハード対策をおこなうということではないはずです。しかし、真の意味の上下流バランスとは治水安全度のバランスでなくてはなりません。そのように考えるとハード対策とソフト対策の合理的な組み合わせによって上下流バランスを実現するというのが最も現実的で効果のある治水対策だと言えるのではないのでしょうか。具体的には中下流部の市街地に接する区間では流域対策を含むハード対策によって浸水を防止し、その他の田園地域では居住域への浸水を防止すると共に、遊水地機能を生かし、農地等への浸水による被害についてはこれを補償するということを基本とするのが適切だと思います。

基本方針にしても、整備計画にしても、計画規模を超える洪水（計画が未達成であることに起因する超過を含む）への対応は不可欠です。河川モニタリングとリアルタイム予測、情報伝達と避難、氾濫水対策などのソフト対策を主とする防災システムの確立が何よりも危急の問題として求められます。そしてハード対策は其中で、限定された規模（基本方針レベル～整備計画レベル）の洪水に対して人命と財産を確実に守る手段として位置づけ、計画されるべきです。